

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	令和4年度 第4回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
日 時	令和4年7月26日(火) 9:30 ~ 11:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 島田 茂(リモート) 委 員 岩本 洋子 委 員 伊藤 明子 委 員 大久保 規子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 事 務 局 森田部長、篠原課長、山西係長、藤川主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者6人中6人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからオの審査請求の案件については、個人情報等が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 令和4年1月7日付け芦総課第4235-1号個人情報部分開示決定処分、芦総課第

- 4 2 3 5 - 2号個人情報不存在決定処分、芦総債第6 7 2 - 1号個人情報部分開示決定処分、芦総債第6 7 2 - 2号個人情報開示決定処分、芦総債第6 7 2 - 3号個人情報不存在決定処分、芦市民第2 3 9 7号個人情報部分開示決定処分及び芦市民第2 3 9 7号個人情報不存在決定処分に係る審査請求（令和4年1月31日付け）について
- イ 令和4年2月21日付け芦市議総第8 0 6号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月7日付け）について
- ウ 令和4年3月22日付け芦市議総第8 6 8号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月28日付け）について
- エ 令和4年1月11日付け芦都整第2 5 3号公文書非公開決定処分に係る審査請求（令和4年4月8日付け）について
- オ 令和4年4月27日付け芦福高第1 8 4号個人情報不開示決定処分に係る審査請求（令和4年5月27日付け）について
- カ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について
- キ その他

2 提出資料

- 資料1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について
- 資料2 デジタル改革関連法の全体像等
- 資料3 改正個人情報保護法と芦屋市個人情報保護条例との主な相違点及び対応の方向性について
- 資料4 制度見直し検討項目について
- 資料5 （仮称）芦屋市個人情報保護法施行条例案

3 審議経過又は審議内容

開会

- (1) 令和4年1月7日付け芦総課第4 2 3 5 - 1号個人情報部分開示決定処分、芦総課第4 2 3 5 - 2号個人情報不存在決定処分、芦総債第6 7 2 - 1号個人情報部分開示決定処分、芦総債第6 7 2 - 2号個人情報開示決定処分、芦総債第6 7 2 - 3号個人情報不存在決定処分、芦市民第2 3 9 7号個人情報部分開示決定処分及び芦市民第2 3 9 7号

個人情報不存決定処分に係る審査請求（令和4年1月31日付け）について

ア 答申案について審議した。

イ 答申し、本日の審査会をもって審議を終了する。

(2) 令和4年2月21日付け芦市議総第806号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月7日付け）について

ア 次回審議とした。

(3) 令和4年3月22日付け芦市議総第868号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月28日付け）について

ア 次回審議とした。

(4) 令和4年1月11日付け芦都整第253号公文書非公開決定処分に係る審査請求（令和4年4月8日付け）について

ア 次回審議とした。

(5) 令和4年4月27日付け芦福高第184号個人情報不開示決定処分に係る審査請求（令和4年5月27日付け）について

ア 次回審議とした。

(6) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について

島田会長 続きますので、議題6について審議を行いますので、事務局は事案の説明をお願いします。

事務局 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について諮問します。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。このことにより、令和5年4月1日から、個人情報保護制度に係る根拠規定が、個人情報保護条例から改正後の個人情報の保護に関する法律に変更されることとなります。

そこで、改正個人情報保護法の趣旨に基づき、条例等を整備すること及び個人情報保護制度を見直すことについて、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の御意見をお伺いします。

資料1、資料2—1をご覧ください。流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠、悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大、新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化、少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要といった課題がある中で、デジタル社会形成基本法が策定されました。そこで個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報保護委員会に一元化することとなります。

資料2—2をご覧ください。地方公共団体はこれまで個人情報保護条例に基づき個人情報保護制度を運用してきましたが、見直し後は、個人情報保護法の適用を受けることとなります。所管も個人情報保護委員会に変更となります。

資料2—3をご覧ください。社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合が地方公共団体の個人情報保護制度に求められ、個人情報保護法が改正することとなります。改正の方向性としては、全国的な共通ルールを法律で設定、法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定、その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容することが挙げられています。

資料2—4をご覧ください。個人情報保護法の改正の概要が示されています。適用対象、定義の一元化、個人情報の取扱い、個人情報ファイル簿の作成・公表、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求、匿名加工情報の提供制度の導入、個人情報保護委員会と地方公共団体の関係等があります。施行期日は、令和5年4月1日になりますので、それまでに法律の施行に必要な条例を制定します。特に必要な場合に限り、条例で独自の保護措置を規定することができます。

資料1をご覧ください。本市では、本市条例改廃の方向性として、「個人情報の主体は市民であることを十分意識する。」、「個人情報の適正な取扱いに関して、法律の規定に従い、条例で必要な事項を定めることにより個人の権利利益を保護する。」、「現行の制度と比べて手続きが著しく異なったり、負担が増加しないよう、十分配慮する。」この3点を意識して条例の整備を行います。

資料3をご覧ください。改正個人情報保護法と芦屋市個人情報保護条例との主な相違点及び対応の方向性についてまとめた資料です。制度見直しの検討にあたっては、資料4として詳細な説明資料を付けています。

資料5をご覧ください。資料5は、制度の見直しを行った結果、策定することになる（仮称）芦屋市個人情報保護法施行条例案です。説明は以上です。

島田会長 ありがとうございました。個人情報保護条例が個人情報保護法に統一され、法律が許容した範囲内において各地方自治体が特殊性を配慮した規律を条例に設けることができるということですね。基本的には、法律に従うことになる部分が多いですが、条例で規律できる部分については、資料4で個別に検討し、それ以外に個別に検討する必要があるれば委員よりご指摘をお願いします。

委 員 地方公共団体の「データ流通」を促進するとはどういうことを想定していますか。

島田会長 各自治体が個別の個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いを行っているところを、統一的な規律、運用を定めて、全国的に流通できるようにすることが立法趣旨ではないでしょうか。

事 務 局 災害時や緊急時において、各自治体の個人情報の取扱いが異なることにより、広域的な支援や対策が困難になっていることを一つ挙げることができます。

また、デジタル化が促進されている時代の中で、自治体間でクラウドやシステムにおける個人情報の取扱いが異なる課題を解消するため、全国的な共通ルールを設けて、データを利活用しやすくすることも挙げられます。

委 員 地震や津波等があった場合に、助けが必要な方を自衛隊や消防隊が救援できるよう情報を連携して活用していく必要性については自治体間でも議論されていると思います。

島田会長 国公立の病院と私立の病院の個人情報の取扱いが異なり、病院間どうしの情報の流れが滞るという課題も聞いています。

今回の個人情報保護制度の変更点について、今まで個人情報保護条例では、本人収集が原則であり、例外として個別条文に該当した場合に、本人外の収集を認めることができていましたが、個人情報保護法ではそれらの規定がないということが特徴ですね。

委 員	公的な目的だけでなく、経済的な目的として、個人情報加工した匿名加工情報として企業が活用するということが挙げられます。データの活用について、欧州のGDPRという個人データ保護やその取扱いの法令の水準に達していない状態を底上げするという考えには反対が少ないのではと思いますが、匿名加工情報を積極的に活用させることは地方自治への介入という批判もあります。国が法を改正し、ガイドラインを策定するという中で自治体は対応せざるを得ない状況ですね。
島田会長	それでは、制度見直し検討項目1から10について、審議していきます。まず、制度見直し検討項目1について、事務局から説明を求めます。
事務局	(資料4「制度見直し検討項目1」の読み上げ)
島田会長	制度見直し検討項目1について審議を行います。何かご意見はありませんか。
委 員	改正後の個人情報保護法上、手数料を無料とすることは可能なのですか。
事務局	実費の範囲内については、無料も可能と確認しています。
島田会長	資料に記載のとおり市の考える方向性で問題ないでしょう。続きまして、制度見直し検討項目2について、事務局から説明を求めます。
事務局	(資料4「制度見直し検討項目2」の読み上げ)
島田会長	制度見直し検討項目2について審議を行います。何かご意見はありませんか。
委 員	開示決定の期限を現行条例どおり開示請求があった日から15日以内にすることについて、職員の方の事務の負担は問題ないでしょうか。
事務局	個人情報開示請求については、近年、期限を延長することなく、15日以内で決定等の手続きができています。問題となるのは大量請求があった場合ですが、この場合は、改正

	<p>法の特例で、開示決定等ができなかった残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行うことができるかとありますので、対応は可能と考えます。</p>
委員	<p>デジタル化が進むことで事務処理も迅速化されるという前提もあると思いますが、国際的には情報の開示請求の期限については、2週間程度で決定すべきであろうという方向性です。大量請求の場合の対応についても規定がありますので、15日に短縮することによいかと思います。</p>
島田会長	<p>こちらについても市の考える方向性で問題ないでしょう。続きまして、制度見直し検討項目3について、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>(資料4「制度見直し検討項目3」の読み上げ)</p>
島田会長	<p>制度見直し検討項目3について審議を行います。何かご意見はありませんか。</p>
委員	<p>一時的に個人情報を取得した場合でも個人情報ファイル簿として作成が必要なのでしょうか。</p>
事務局	<p>改正法では、1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイルは作成・公表が不要とされています。</p>
委員	<p>個人情報取扱事務登録簿はどういう運用をされているのか説明をお願いします。</p>
事務局	<p>個人情報を保有する所管課が個人情報取扱事務開始届出書を作成し、文書法制課に提出することになっています。文書法制課はその届出書を集約し、一覧表として管理し、変更や廃止も含めた更新作業を毎年行っています。個別の個人情報取扱事務届出書や一覧表については、芦屋市公式ホームページや行政情報コーナーで市民の閲覧に供しており、また、情報公開・個人情報保護審査会に対しても、毎年、運用状況の報告として挙げています。</p>
委員	<p>人数が1,000人未満の個人情報ファイル簿を作成すると、個人情報の本人数</p>

	が数人でも個人情報ファイル簿を作成するということですよ。
事務局	そういうことになります。ただし、改正法で作成・公表が不要とされる条件に該当する場合は作成しません。
委員	これまであった個人情報取扱事務登録簿ではなく、個人情報ファイル簿で管理していくとしても、どのデータベースを個人情報ファイル簿として作成するか判断が求められますので所管課が作成するにあたっては注意が必要です。
島田会長	それでは、時間になりましたので、審議を終了します。議題6について、継続審議とします。

閉会